

令和6年度 えべつ地域創生の会 行政調査報告書

1 調査年月日

令和6年7月1日～7月3日

2 調査項目及び調査地

【調査項目】

- (1) 横須賀市 犯罪被害者支援に関する条例について
- (2) 川口市 多文化共生の取組について
- (3) 狛江市 児童発達支援センターについて

【調査地】

神奈川県 横須賀市

埼玉県 川口市

東京都 狛江市

3 議員名

岡 英彦

猪股 美香

高柳 理紗

鈴木 誠

本間 憲一

4 調査報告書

別紙のとおり

神奈川県横須賀市

犯罪被害者等基本条例の制定について

横須賀市の概要

横須賀市は、神奈川県南東部に位置する三浦半島の北半分を占め、東は東京湾、西は相模湾に面する、人口約37万人の中核市である。東京湾側には行政や経済的都市機能が集中し、工場や住宅街となっており、相模湾側には、農業も盛んであります。市内中心部から東京都心までは電車で約1時間。羽田空港までも車で約1時間の所要時間となっている。

条例制定の経緯及び背景

平成29年5月、市政に関する重要な課題について、認識の共有と合意形成を図り、条例等の提案や市長等への政策提言を行う政策検討会議を設置し、議員提案がなされた。

横須賀市の犯罪被害者等基本条例について

要綱で定める支援内容は見舞金の支給、家事・介護の支援、一時保育費の支援、転居費の支援、緊急避難所の提供、カウンセリングや法律相談の支援が主なものとなっている。この支援内容については、先進市であり、隣接する横浜市と遜色ない内容とすることで、住民の格差を生まないように配慮したとのこと。

条例の執行状況について

直近の令和5年の実績としては、相談件数が198件。見舞金の支給は14件（支給まで約2週間）で、転居費の支援が1件、法律相談が2件となっている。

庁内の関係課長会議を開催

犯罪被害者等関係課長会議設置要綱により、関係課長会議を設置し、犯罪被害者等支援に係る課題についての情報交換、対応方法について検討を行うため、毎年1回、庁内の関係課長を集めて会議を開催している。

その他の取組みについて

プライバシーの観点から、被害者相談専用の部屋の確保や、各種啓発活動の実施、並びに市職員向け研修会等を随時行っている。

今後の課題等について

国の犯罪被害者等給付金制度による給付額が低いとの指摘を受け、給付額の増額を検討し、被害者等の経済的負担の軽減を検討していきたいとのこと。

江別市としての条例制定について

平成28年、国の第3次犯罪被害者等基本計画から、地方公共団体による犯罪被害者等に関する条例の制定を促進する内容が盛り込まれたことを受け、犯罪被害者等支援に特化した条例を制定する動きが全国的に広まっている。犯罪被害者等への支援は、経済的・精神的な支援や二次的被害の防止等が重要であり、江別市が先頭となって、市民及び市内業者などへの理解と協力を引き続き求めていかなければなりません。

いつ誰に起きるかわからない犯罪の被害者等に対する支援に取り組む江別市の姿勢を、より明確に示すことが出来るとともに、犯罪被害にあった場合には、条例に基づいた支援が受けられるという安心感を、市民に持ってもらうことが出来るこの条例は、江別市においても制定すべき時期にあると考えます。

(別紙調査報告書)

行政視察報告書(埼玉県川口市・多文化共生の取組について)

えべつ地域創生の会 岡 英彦

猪股 美香

鈴木 誠

本間 憲一

高柳 理紗(文責)

調査日: 令和6年7月2日

調査場所: 埼玉県川口市

調査内容: 多文化共生の取組について、多文化共生指針について

川口市の概要

川口市は埼玉県の南端に位置する都市。荒川を隔てて東京都に接し、江戸時代から鋳物や植木などの産業が発展。その後、住宅都市化が進みました。首都東京と隣接しているという利便性を活かしながら、固有の伝統ある“ものづくりのまち”として、活力あるまちづくり・人づくりを目指している。

昭和8年4月1日に、川口町・横曽根村・南平柳村・青木村の1町3村が合併し、昭和15年には、芝村・神根村・新郷村の3村を合併。更に昭和31年に安行村、昭和37年に美園村の一部であった戸塚を合併。そして平成23年10月11日、人口約6万人、面積6.22平方キロメートルの鳩ヶ谷市と合併し、人口約58万人、面積約62平方キロメートルとなった新川口市がスタート。古くは「日光御成道(にっこうおなりみち)」で結ばれた宿場町として共に栄えた両市。川口宿、鳩ヶ谷宿が一つになった新しい川口市は、平成30年4月1日に中核市へ移行。

調査内容 多文化共生指針について

第2次川口市多文化共生指針改訂版(令和4年度)

日本人住民と外国人住民が多様な価値観を認め合いながら、ともに学び、ともに働き、ともに安心して暮らしやすい、そして気軽に訪れて快適にすごしやすい多文化共生社会の実現をめざして、「第2次川口市多文化共生指針改訂版」を策定。

指針の概要

1 計画期間

令和5(2023)年度～令和9(2027)年度

2 基本理念

日本人住民と外国人住民の多様性を活かした元気な川口のまちづくり

3 施策展開

- 1 コミュニケーション支援
- 2 生活支援
- 3 多文化共生の地域づくり
- 4 地域活性化やグローバル化への貢献」

4 基本指標

・多言語ボランティアの登録者数

63 人(令和 3 年度) → 90 人(令和 9 年度)

・多文化共生事業の参加者数

558 人(令和 3 年度) → 外国人住民数の伸び率を上回る人数(令和 9 年度)

・多文化共生事業の満足度

82%(令和 3 年度) → 100%(令和 9 年度)

・災害多言語ボランティアの登録者数

0 人(令和 3 年度) → 50 人(令和 9 年度)

川口市の外国人の状況

(1)川口市外国人の人口

令和 6 年 4 月 1 日現在 全人口 607,279 人のうち、44,441 人が外国人

(2)国籍別人口

令和 6 年 4 月 1 日現在 国籍別外国人住民数

1 位	中国	24,567 人
2 位	ベトナム	5,155 人
3 位	フィリピン	2,920 人
4 位	韓国	2,681 人
5 位	ネパール	1,594 人
6 位	トルコ	1,504 人
	その他	6,020 人
	全体	44,441 人 (外国人住民比率 7.32%)

川口市の取り組み

(1) 多文化共生施策の推進

川口市では、「第2次川口市多文化共生指針改訂版」に基づき、外国人住民をまちづくりの新たな人的資源として、日本人住民との交流の機会を通じ、互いに理解し合える環境を整えるよう、基本方針を定め、多文化共生施策を進めている。

当該市では、製造業、建設・解体業、介護事業、またその他多くの分野において労働力が不足しており、様々な国籍の外国人住民に働いていただくことで、人手不足の解消や、本市の財政力の向上にも寄与されるものと考えているとのこと。

また、こうした外国人が活躍することにより、地域において、日本人住民・外国人住民それぞれが持つ個性や多様性が活かされ、多様な主体が共生共存を目指す。

外国人向けのポータルサイト運営も行う↓(川口市 HP 及び視察時の公式資料より引用)



課題などについて

(1) 一部外国人住民とのトラブルの増加

当該市では、医療センター周辺における騒動や不法に改造した車の危険走行が見受けられるなど、一部の外国人による犯罪行為や、夜間の騒音、ごみの不法投棄、公園内でのマナー違反など、市民のみなさんから地域での生活に不安を感じているとの声も出ている。

(2) 仮放免者について

当該市には、在留資格のない仮放免者も多く暮らしている。仮放免者は、オーバーステイなどにより在留資格を失効した者であり、国の入国管理制度に基づき、本国などへの強制送還の対象となっているが、仮放免制度により、身柄の拘束を解かれ市中で生活している。仮放免者は就労が許可されておらず、また各種行政サービスの対象外となっているため、例えば健康保険にも加入ができない。

仮放免制度は、国の入国管理制度に基づいており、仮放免者は国の責任において管理されるべきであるにもかかわらず、国からは、これら仮放免者に係る詳細な情報の提供や、対応する市に対する補助金の交付、権限の付与などがなされていないため、市独自の判断で行政サービスの提供を決定することは困難である。

本年6月10日に施行された改正入管法では、監理人の下で、市中において一定の条件下で一部就労を可能とする「監理措置」制度が新たに導入されることになったが、仮放免制度については、従前どおりとなっている。

(3) 国・県・市の役割について

こうした問題に対して、外国人の在留管理については法務省・出入国在留管理庁が行い、不法行為の取締りは県(警察)の管轄であり、根本的解決のために自治体ができることは限られている。

所感

埼玉県川口市への行政視察を通じて、多文化共生の先進事例を学ぶ貴重な機会を得ました。川口市は外国人住民が約8%を占める自治体であり、中国人やクルド人など多様な民族が生活しています。特に、教育現場では外国人児童・生徒の増加に伴い、言語や文化の違いへの対応が進められていることが印象的でした。

川口市の取り組みとして、日本語教室や国際交流イベントを通じ、外国人と地域住民との交流を促進している点が参考になりました。これにより、異文化理解が深まり、地域社会全体で共生の基盤を築いています。

江別市でも在留外国人が急増し、昨年初の1,000人を超えました。特にパキスタン人コミュニティが形成されつつあります。川口市の事例から学んだことを活かし、江別市でも日本語教育や交流イベントを強化することで、多文化共生社会の実現を目指すべきだと基本的には感じました。また、地域住民との接点を増やし、お互いの理解と信頼関係を深める取り組みが必要です。

ただ、視察を通じて、多文化共生は単なる政策ではなく、地域全体で取り組むべき課題であることと、取組の難しさについても再認識しました。共生には棲み分けが必須であり、時にハレーションを生んだとしても、互いの尊厳を守りながらも差別を恐れずに日本国の権利や文化を主張し、早期から本市で心地よく共生するため

の落としどころを探る必要があると感じます。江別市でも積極的に施策を展開し、住みやすい町づくりを進めていければと思います。

(別紙調査報告書)

行政視察報告書(東京都狛江市・ひだまりセンター)

えべつ地域創生の会 岡 英彦

猪股 美香(文責)

鈴木 誠

本間 憲一

高柳 理紗

調査日 令和6年7月3日

調査場所 狛江市子育て・教育支援複合施設(ひだまりセンター)

調査内容 児童発達支援センターについて

- ① 狛江市児童発達支援センター整備基本構想について
- ② 業務委託へ至った背景と検討経緯について
- ③ 機能と役割について
- ④ 児童発達支援センター、こども家庭センター、教育支援センターとの連携について

狛江市の概要

狛江市は、東京都下の多摩丘陵の東南端多摩川沿岸に位置している。市の南を流れる多摩川の川底からハマグリの群れが化石となって発見されたことから、昔は市一円に潮が差し込んだ多摩川の河口であったことが証明されている。今もこの丘陵台地のいたるところから縄文式の土器や石器類が発掘され、特に古墳時代に栄えていたことを物語る古墳が市内の邸内や畑の中に多く残っている。これらの異物や遺品等の多くは日本歴史編成上の資料として大いに役立っており、これらは当時栄えていた狛江を中心とした土地に住んでいた国司、国造の人々の古墳であるといわれている。

新都心新宿から南へ約14km、電車で約20分の位置にあり、東は世田谷区、西及び北は調布市、南は多摩川をはさんで神奈川県川崎市に接しており、狛江に住宅地を求める人々により、東京のベッドタウンとなっている。

調査内容

児童発達支援センターについて

- ① 狛江市児童発達支援センター整備基本構想について

狛江市では、子育て・教育支援複合施設の新設を主要な取組の一つとする狛江市公共施設整備計画を平成29年1月に策定し、その中で、教育研究所を建替え、子育て・教育支援複合施設として整備することとした。子育て・教育支援複合施設は、既存のこども家庭支援センター、教育研究所に加えて新設予定の児童発達支援センターの3つの機能を統合し、福祉・子育て・教育が一体となって子どもの育ちや発達を支援するための施設である。この整備基本構想は、こども家庭支援センター・教育支援セン

ターなど関係機関との連携のもと、子どもの成長過程に応じた切れ目のない適切な支援を提供するために、児童発達支援センターの機能を整理するとともに、施設整備に向けた基本的な考え方を示すものである。

② 業務委託へ至った背景と検討経緯について

センターの管理運営に関する基本的な考え方として、施設管理は複合施設全体で市が行い、複合施設全体を統括管理する市職員を配置することで、効率的な施設管理を行うこととした。児童発達支援センターの実施主体は市とし、その運営は社会福祉法人等に事業委託することにより実施することとした。発達に遅れやかたよりのある子どもを持つ保護者は、子どもの特性を受け入れられないことも多く、必要な支援につながりにくい側面がある。こうした保護者の気持ちに寄り添い、相談から専門的な支援につなげていくためには多くの経験と高度なスキルが必要となる。また、センターは、地域の発達支援や療育に関する保健・子育て・教育・福祉等の関係機関の中核機関として、基幹的な役割が求められるとともに、情報発信や地域への理解普及啓発の役割も求められていることから、専門的な知識と経験のある法人への委託が効果的であると考えた。また、子どもとその家庭のあらゆる相談を受ける子ども家庭支援センターでは、『総合相談窓口』としての機能を充実させる取り組みを行う。こうした取り組みにあわせて専門的な支援につなげていくためには、子ども家庭支援センターとの十分な連携が必要となることから、社会福祉法人等への事業委託を検討するにあたっては、発達支援における経験、専門的な知識・スキルの蓄積のほか、複合施設内の連携を十分に考慮することとした。現在の運営事業者は社会福祉法人雲柱社。

③ 機能と役割について

基本理念は「地域の中で切れ目なく 寄り添い 支え すこやかに育む 児童発達支援センター」とし、機能として、1.つながりやすく、わかりやすい相談窓口の開設 2.早期療育と療育の場の充実 3.保育園・幼稚園への支援 4.切れ目のない一貫した療育に向けた連携 5. 家族への支援と地域との連携 6.支援の質の向上への取組 の6点が挙げられる。これらの基本理念と機能に基づき、①相談事業としては一般相談、専門相談、障がい児相談支援事業を、②発達支援事業としては外来訓練、並行通所、週5日の学齢期対象事業を、③地域支援事業としては保育所等訪問支援、保護者支援・研修・啓発事業、巡回相談、連携事業を実施している。

④ 児童発達支援センター、こども家庭センター、教育支援センターとの連携について

狛江市子育て・教育支援複合施設整備全体構想を平成30年に策定したが、その時に、4つの視点「きづく」「よりそう」「ささえる」「つなぐ」と、4つの一体化として「行政部門」「諸室・設備」「窓口」「情報伝達・共有」を盛り込んだ。「つなぐ」はセンター同士の連携を意味し、「諸室・設備」については各センターが共有できる場所は共有する、さらに「窓口」は施設全体の中で一本化することとした。この全体構想をもとに、狛江市子ども家庭支援センター、狛江市児童発達支援センター、狛江市教育支援センター整備基本構想を策定した。その後基本構想をもとに庁内検討委員会を経て、各事業計画が策定され、複合施設ひだまりセンターの開設に至った。

施設の階層分けにも工夫がされており、1階は主に子ども家庭支援センターが担っている、乳幼児が親子で遊びに来ることができる「たんぽぽひろば」をメインに一時保育やショートステイなどの子育てサービス窓口、ファミリーサポートセンターと、総合相談窓口として施設全体の相談窓口とスタッフルームが設置されている。2階は児童発達支援センターが入居し、相談支援のなかでも専門相談や障害児相談を担い、通所支援や地域支援活動を行っている。3階は教育支援センターが入居し、適応指導教室と教育相談室が設置されており、3階への入り口だけが分けられており、周りの目を気にすることなく登録児童が通所できるよう工夫がなされている。

感想

「切れ目のない支援」として、未就学期の子育て支援から就学期以降の教育支援センター、そして子ども世代全体を通してどのタイミング、どのきっかけでもつながれるよう児童発達支援が一体となって施設整備がされており、さらに運営を民間へ業務委託することで支援を横断的に可能としている点が非常に実用的であった。特に1階に乳幼児期の遊び場と、総合的な相談窓口を設置することで、子育ての初期段階にすべての相談窓口と接点を持つことが可能となる点は、子どもの成長と共に相談する先が分からなくなってしまう課題を持つ江別市としては取り入れるべき仕組みであると考えます。また、施設全体のスタッフルームも相談窓口と隣接した1階にあるため、相談に対してすぐに対応できる担当とつながることが可能となっている点も非常に実利的である。今後、江別市においても新庁舎建設のタイミング等において、相談窓口のあり方を検討することが必要である。

以上